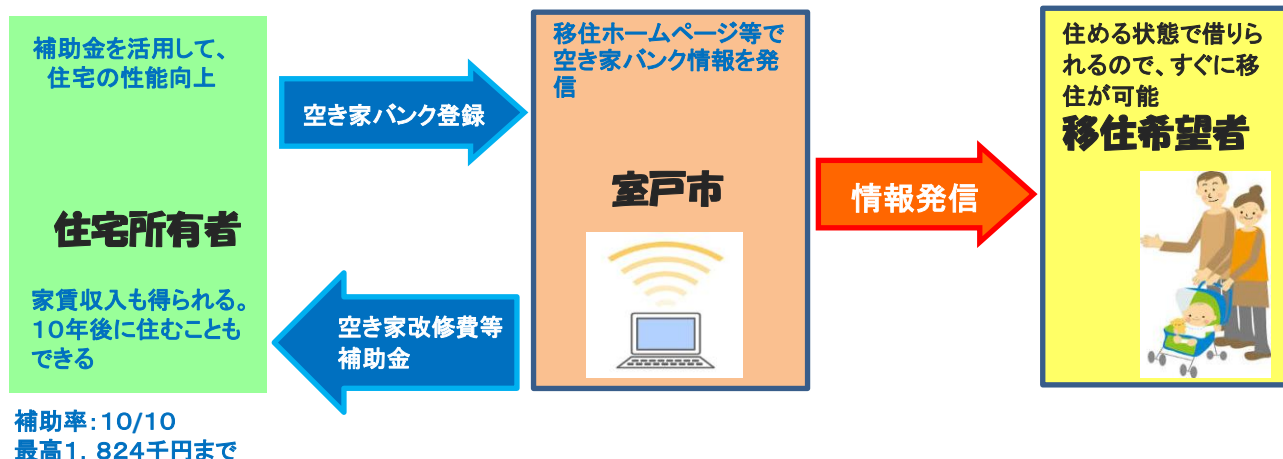
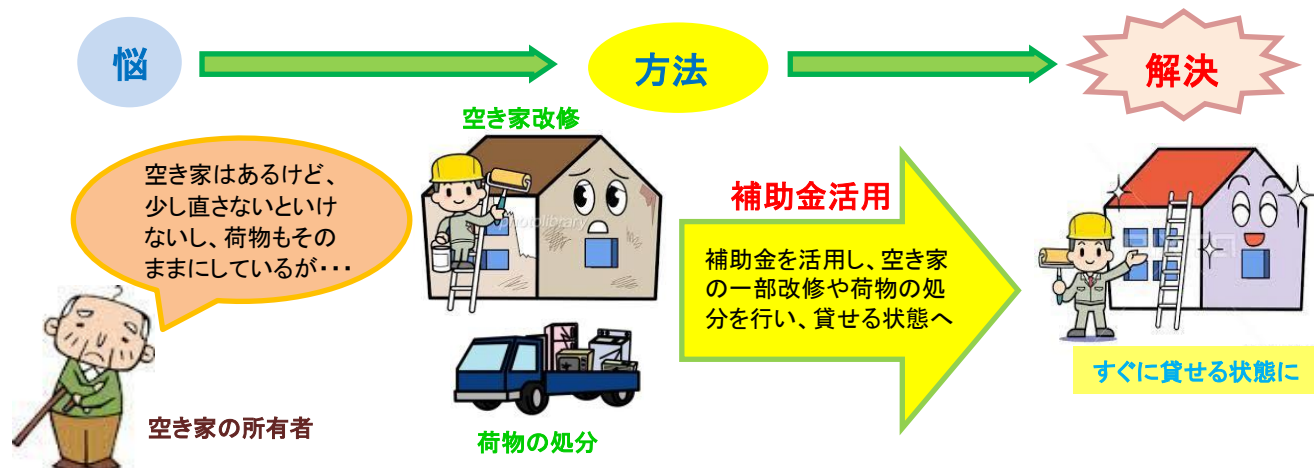


## 🔑 室戸市空き家改修費等補助金

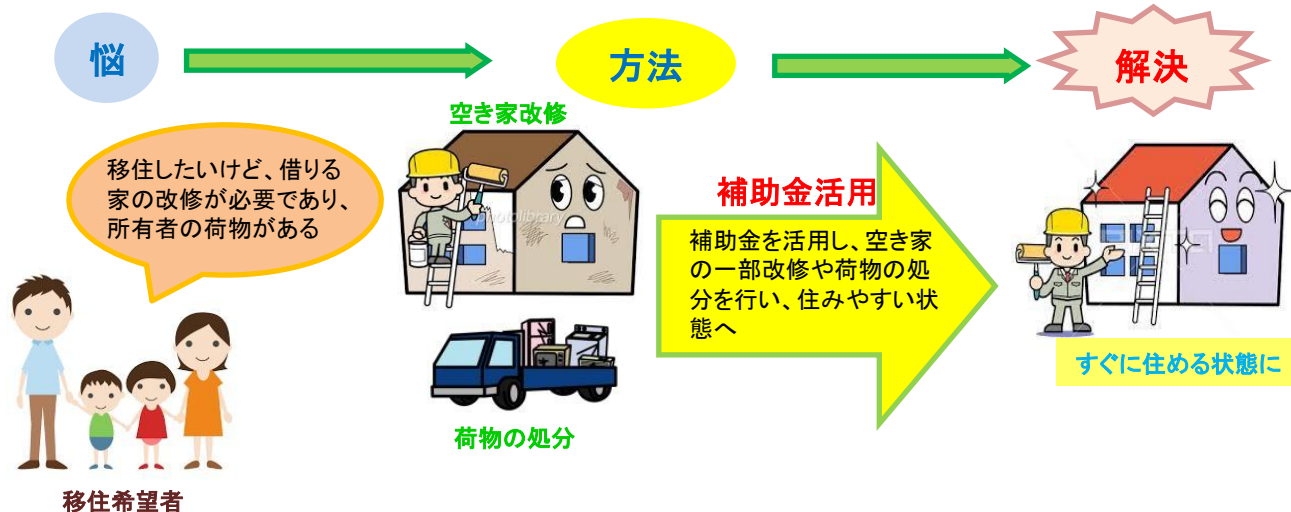
空き家を賃貸で利用する移住者・空き家の所有者に対して、空き家の改修経費の一部や家財道具等の処分を補助するものです。

### 空き家改修費補助金のイメージ（貸し手）

※売り物件は対象外です



### 空き家改修費補助金のイメージ（借り手・買い手）



【注意】対象者の条件あり

- ① 20歳以上の者
- ② 現に室戸市へ住所を有していない者で、室戸市外に5年以上居住していること
- ③ 室戸市空き家バンクに登録し、空き家の所有者と賃貸借契約を締結していること
- ④ 空き家の改修について所有者の同意があること
- ⑤ 10年以上居住する見込みがあること
- ⑥ 空き家の所有者との間に相続関係が発生しない者
- ⑦ 市税の滞納がない者
- ⑧ 改修完了日から3月を経過する日までに、改修住宅に入居すること
- ⑨ 室戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員などでないこと